

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月11日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸（公印省略）

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和6年5月13日
至) 令和7年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、1隻分の用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年1月3

- 発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者を含められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）

2. 調査目的・概要

遠洋かつお釣漁業において、漁場探索能力の高度化等による操業効率の向上と省エネルギー化等による収益性改善に資する技術開発を行い、当該漁業の経営の安定と持続的な発展に資することを目的とする。このため、遠洋かつお釣漁船を用船し、令和6年5月から令和7年3月に日本近海海区、天皇海山・西経海区および北緯中南・ミッドウェイから南方海域等で調査を実施する。

3. 調査項目

(1) 浮上型衛星標識（PAT）を活用した魚群探索技術の開発

本調査項目は、PAT を用いて、遠洋かつお釣漁業の主たる漁獲対象種であるカツオやビンナガの移動状況を把握することによる漁場探索技術の高度化の実証を目指すものである。操業で漁獲したカツオやビンナガに各種設定済みの PAT を装着して再放流し、放流魚から切り離された位置の情報を取得する。浮上した位置の情報は、操業を行う場所の選択の参考にするとともに周囲で操業する他船への情報共有を行うことで、本方式による漁場探索技術の有効性を検証する。

本調査項目において使用する PAT およびその関連品等は当機構が用意する。PAT を装着する個体は乗組員による釣獲によって行い、PAT の個体への装着は調査員が行う。PAT の浮上位置情報の取得、整理および他船への提供は調査員が行う。得られた位置情報の活用による漁場選択については、その都度、調査員と乗組員が協議して行うものとする。

(2) 自動釣り機の導入効果の検証

令和6年度調査では、製品化された量産機3台を導入し、令和5年度調査までに確認した複数台運用による釣獲性能の把握のための試験を引き続き行う。特に、釣獲性能を向上させるための対策を行った上で、10kg前後のビンナガを対象とした操業での釣獲尾数および重量の対人比較を行う。また、設置位置の変更による同機の効率的な活用方法を構築するための試験を実施する。現状の設置位置である左舷胴の間（船橋前方）のみから船尾中央付近にも設置することによる効果を確認する。さらに、自動釣り機の操作方法や取り扱いについて、調査員は乗組員に引き継ぎを行い、乗組員自身で利用可能であることを実証する。

本調査項目で使用する自動釣り機およびその関連品等は当機構が用意す

る。また、自動釣り機を船に設置するための架台の準備と設置あるいは設置位置変更および調査終了後の撤去とともに、自動釣り機の設置や関連機器等との配線作業などの手配は当機構で行う。乗組員は調査員の指示に基づき、自動釣り機の操作および管理等を適宜で行う。

(3) 冷凍カツオおよびビンナガの付加価値向上のための技術開発

主たる漁獲対象種であるカツオおよびビンナガの高付加価値化を目指した取り組みとして、脂質含量の違いによる品質判別を洋上で可能とする技術開発を行う。具体的には、脂肪測定機の測定精度を高めるために、洋上にてカツオおよびビンナガを対象に当該機器で脂質含量の測定を行って、測定した個体の半身をサンプルとして凍結保管する。

また、高脂魚の販売方法の検討として、脂肪測定機により得られた情報を用いて脂質含量の違いによる選別を行い、品質情報を加味した高脂魚の新たな販売方法の検討のための取り組みを行う。日本近海海区またはタスマン海区で脂の乗りが良好であった場合、カツオ 2.5 kg 上銘柄の活き締め (S1) 製品を 2~3 トン作成する。当該製品の全量を脂肪測定機で計測し、7 %以下、7~10 %および 10 %以上に選別し、それぞれ赤、青および緑の各スズランテープを尾部に結束して色分けをする。作成した S1 製品は 1 番トップ魚倉などの取り出しやすい魚倉の上部に保管する。

本調査項目で使用する脂肪測定機および関連機器等は当機構が用意する。脂肪測定器による測定およびサンプル作成は調査員が行い、乗組員は調査員の指示に基づきサンプル作成を補助する。また、高脂魚の選別販売に向けた検討については、本業務に併せて委託する漁獲物販売委託業務の請負者と調査員が情報共有した上で行うものとする。

(4) その他の技術開発に向けた基礎知見の収集等

① フィッシュポンプを用いた活餌積み込み技術の高度化

フィッシュポンプおよび水切り装置を用いた活餌積み込み試験を行い、水温の上昇および溶存酸素量の低下の抑制効果について検証するとともに、活餌生存状況への影響等を検討するための情報を取得する。

本調査項目で使用するフィッシュポンプ等の関連機器等は当機構が用意する。活餌を積み込む際のフィッシュポンプの操作および実際の積み込み作業等は調査員と乗組員が協力して行うこととし、従来手法およびフィッシュポンプを用いた活餌の積み込みの切り替えおよび対象とする数量等は調査員と乗組員が協議の上で行う。また、フィッシュポンプ等の船への設置あるいは撤去は当機構が行う。

② AI を活用した画像解析手法の導入による魚群探索技術の開発

魚群探索技術の高度化に向けた取り組みとして、船上にカメラを設置し映像を取得する。具体的には、伸縮可能な棒の先端に小型軽量のビデオカメラを装着し、アッパーブリッジよりも高所の場所から魚群

の映像を撮影する。また、本項目で使用するカメラ機材をレーダーマストに装着して映像を取得する場合がある。

本調査項目で使用するカメラ機材等は当機構が用意する。カメラ機材等の設置，操作および映像データ等の管理は調査員が行う。調査員が目視調査を行う場所の確保および双眼鏡の貸し出しは乗組員が行う。また，レーダーマストに装着するためのカメラ機材および設置等に関する全ての作業手配は当機構が行う。

(5) 遠洋漁船の機関員の労働環境改善に向けた取り組み

遠洋漁船において収集可能な操業や運航に関するデータとともに，自動釣り機および主機関や補機関あるいは冷凍機等の機関関係に関する各種データを自動的に収集するシステムを設置する。収集した各機器の消費電力量等と実際の運転状況を照らし合わせ，通常運転時の消費電力量の時系列的な変化の違いなどを見出すことで，故障予兆を検知するためのアルゴリズムを確立する。このため，各機器に不具合が発生した場合，乗組員は速やかに調査員へ報告し，不具合の原因や修理内容等を説明する。また，機関全般の運用および保守作業の負担軽減を意図した運転状況モニタリングおよび故障予兆検知システムなどを含んだ機関員の洋上作業を支援する試作システムの検証を行う。

本調査項目に必要なシステムの用意および設置は当機構が行う。また，システムの操作およびデータ管理等は調査員が実施する。

(6) 生物調査および海洋観測

漁獲したカツオを対象とした生物調査および海洋環境把握のための観測を行う。

本調査項目の実施に必要な機材および資材等は当機構が用意する。生物調査を行う個体は乗組員による釣獲により取得し，得られた個体の生物調査作業は調査員が中心に行った上で，必要に応じて乗組員は調査員を補助する。海洋観測に係る作業は調査員が中心に行い，同様に，必要に応じて乗組員は調査員を補助する。

4. 船舶要目

- (1) 漁業種類：かつお一本釣り漁業
- (2) 航海能力：50 日以上の無寄港航海が可能であること。
- (3) 総トン数：450 トン以上
- (4) 漁労設備等：竿釣り操業に必要な漁具及び曳き縄設備を有すること。
- (5) 付帯設備
 - ① 航海計器等
GPS，プロッター，航海レーダー，海鳥レーダー，スキャニングソナー（25～200 kHz から 2 周波），魚群探知機（25～200 kHz から 2

周波) , デジタル水温計, 潮流計, 風向風力計, インマルサット電話, 船舶電話, SSB, VHF, VSAT, 生き締め機を有すること。なお, プロッターには, 他国の排他的経済水域の境界が明示され, アップデートが必要になった場合は対応すること。

② 調査員室

調査員用の個室が確保し, 机・照明・収納・就寝具を有すること。

③ 冷凍設備

ブライン式冷凍設備を有し, 日産 40 トン以上のブライン 1 級冷凍製品の生産が可能なこと。

④ 保冷設備

-40℃以下で保冷可能で, ブライン 1 級製品を 350 トン以上保冷可能なこと。

⑤ その他

機関室において主機及び補機の燃油消費量を流量計で計測できること。フィッシュポンプを使用した活餌の積み込みが行えるスペースがあること。上記装置用の 200 V 電源を使えること。自動釣り機を設置できるスペースがあること。上記装置用の 200 V 電源を使えること。

(6) その他

① 最大搭載人員中に, その他の乗船者として 2 名以上を含んでいること。

② 本船は, 以上の要件の他, 法令で定められた設備は勿論, 調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え, かつこれらが維持管理されていること。

③ 女性調査員が乗船する場合は, 居住環境に配慮すること。

④ 船主は乗組員に対して, 雇用体系について正しく説明すること。

5. 乗組員

(1) 乗組員数 30 名以内とし, 漁労長, 船長, 一等航海士, 二等航海士, 機関長, 一等機関士, 二等機関士, 通信長が確保されていること。また, 西経域の調査を行う可能性もあることから, 甲区域で操業可能とすること。

(2) 漁撈長はかつお釣漁業の十分な知識と技量を有すること。

(3) 乗組員の過半数がかつお釣漁業の経験を有すること。

(4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

(5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間

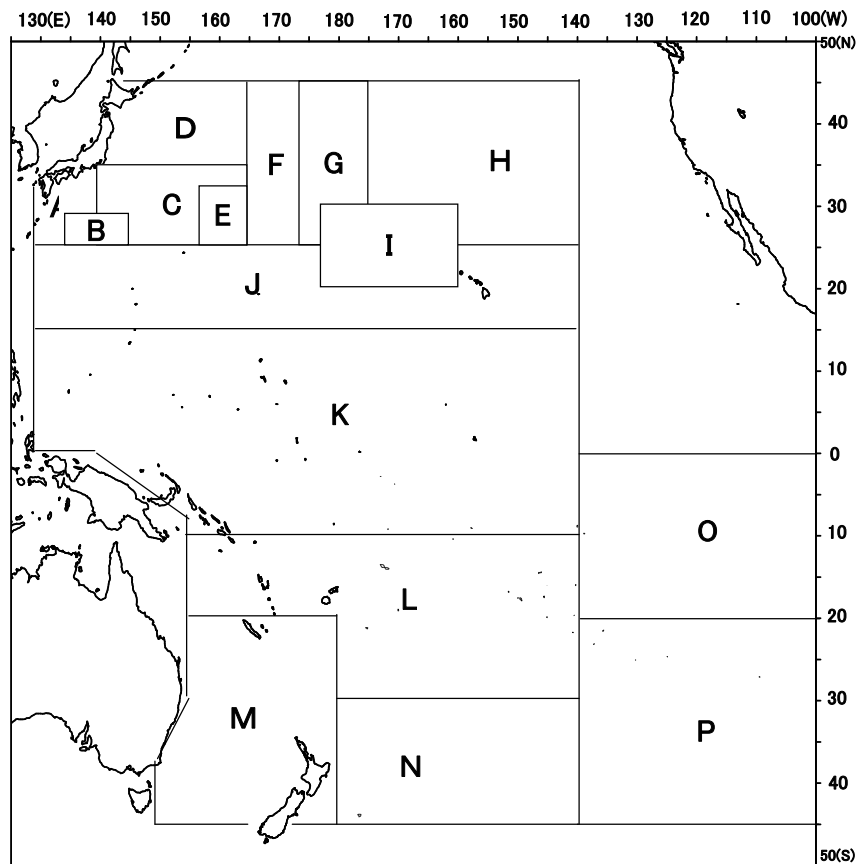
用船開始日: 令和 6 年 5 月 13 日 (月) (焼津港又は枕崎港)

用船解除日：令和 7 年 3 月 31 日（月）（焼津港又は枕崎港）

ただし，用船開始・解除の日程は開発調査センターと船主側の協議により変更可能とする。

この間，第 1 から 3 次航海は令和 6 年 5 月～10 月に日本近海から天皇海山・西経海区で，第 4 次航海から第 6 次航海は令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月に北緯中南・ミッドウェイから南方海区等で，操業調査をそれぞれ実施する。水揚げおよび補給等は，主に焼津港又は枕崎港において行う。各航海において漁場を離脱する時期に開発調査センターが漁獲物販売委託者と協議を行い，水揚げ場所を確定する。

7. 調査海域：太平洋中・西部海域



日本東方沖合海域

日本近海海区

- A. 伊豆列島西側漁場
- B. 西之島漁場
- C. 伊豆列島東側漁場
- D. 東側漁場
- E. シャツキー海膨漁場

天皇海山・西経海区

- F. 天皇海山漁場
- G. 天皇海山沖合漁場
- H. 西経漁場

ミッドウェイ海区

- I. ミッドウェイ近海漁場
- J. 北緯中南漁場

南太平洋海域

南方海区

- K. 南洋漁場
- L. 南緯中南漁場

タスマン・ニュージーランド海区

- M. タスマン海公海漁場
- N. ニュージーランド東側漁場

タヒチ海区

- O. タヒチ東方
- P. タヒチ南東

8. 附帯業務（燃油及び塩の調達）

本用船に必要な燃油及び塩の調達は、開発調査センターの指示に従い、以下の要領により実施すること。

- (1) 調達にあたっては、入札や見積合わせ等により競争性の確保に努めること。
- (2) 調達した燃油及び塩の代金の支払いは船主において行うこと。
- (3) 船主は、開発調査センターから当該代金の支払いを受けるため、当センターに対し調達に要した入札書、見積書等の証憑書類及び請求書を速やかに提出すること。
- (4) 外地又は洋上において補給したときは、決済の際に適用した換算レート

を併せて報告すること。

- (5) その他調達にあたり必要な経費が生じるときは、船主はその経費の内容について開発調査センターと協議し承認を得ること。

【参考】想定される調達数量

① 燃油

国内：約 1,860 kL

(A 重油 JIS 1 種 1 号相当品の規格を満たし、かつ硫黄分 0.5 質量%以下) ,

洋上：約 160 kL

(軽油 ISO 8217 の DMA 規格を満たし、かつ硫黄分 0.5 質量%以下)

② 塩

国内：約 171 トン

内訳 ブライン用塩 28 t×6 航海, 同左用増し塩 0.5 t×6 航海

(①NaCl 純度 95 %以上の国内産 ②フレキシブルコンテナバッグ等に包装されていること。)

9. 担当研究所：開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューター又は乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主又は乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、船主又は乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

11. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、履行するものとする。
- (2) 他国の排他的経済水域における無許可操業の疑義が生ずる航行および操船は厳に慎み、同水域を無害航行する際は操業準備の体制を確実に解除すること。

- (3) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (4) 本件を請け負う者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。

調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - (2) 諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
 - (2) 諸設備
 - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
 - イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
 - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
 - (1) 出入港及び転描のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 調査のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査事業名

海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）

2. 業務目的等

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。

なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。

3. 予定水揚げ港

静岡県焼津市焼津港又は鹿児島県枕崎市枕崎港

4. 業務期間

自) 令和6年5月13日 至) 令和7年3月31日

5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物

年間予定水揚げ数量：約 1,260 トン

主な漁獲物：遠洋かつお釣船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）

6. 手数料等

本件に係る手数料率の上限は「1.0%」とする。なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。

7. 業務内容 上記5. の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。

(1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項

- ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
- ② 市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。
- ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。
- ④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

全ての水揚げに立ち合いを求めないが、当機構の立合いの依頼については、誠実に対応すること。

(4) 漁獲物の付加価値向上に資する試験への協力に関する事項

本調査で作成した脂質含量情報を付加した製品の試験販売について、当機構への助言や関連する仲買人への協力依頼等、同試験に関する対応を当機構の依頼に応じて行うこと。

(5) 販売結果の報告に関する事項

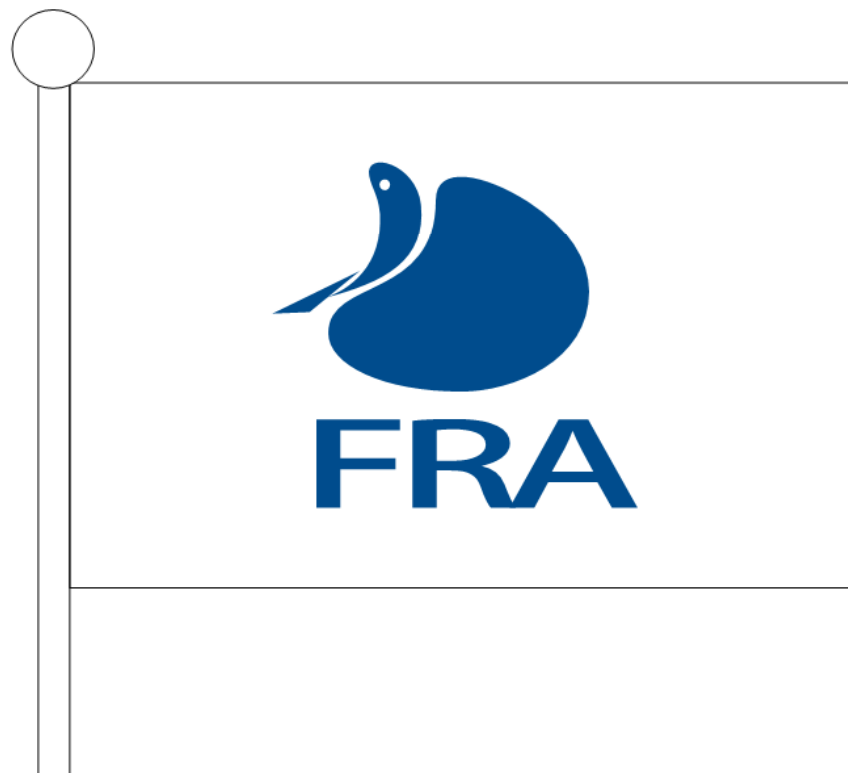
- ① 販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証票（市場仕切書等）添付して提出すること。
- ② 販売代金の当機構への送金に関する事項
- ③ 販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を遅滞なく当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他

漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。

■ フラッグ

フラッグには、シンボルマークと法人名の組み合わせの「英語バージョン・中央揃えタイプ」を使用してください。フラッグのサイズは幅2.4m、高さ1.6mを基準としています。ただし、比率を同じくすれば他のサイズでの使用も可能です。なお、フラッグに使用する場合は、プリントのクオリティのバラつきを防ぐため、「グラデーションなしバージョン」を原則とします。



■ 指定色



プロセスカラー RGB カラー

C_100

R_12

M_75

G_36

Y_10

B_117

K_10

特色指定

PANTONE_7462 C

DIC_184